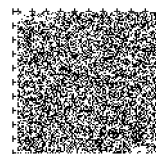
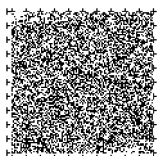


總論





第1章 計画の策定にあたって

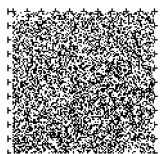
1 計画策定の背景・目的

内閣府より発表された「令和4年度版高齢社会白書」によると、令和3年10月1日現在の日本の総人口は1億2,550万人であり、そのうち65歳以上の高齢者は3,621万人、高齢化率は28.9%となっています。

幸手市（以下、「本市」）においては、令和5年10月1日現在、高齢者は17,530人、高齢化率は35.7%と3人に1人は高齢者となっています。今後も少子高齢化による高齢化率の上昇とともに、高齢夫婦のみ世帯や高齢者単身世帯の増加、生産年齢人口（15～64歳）の減少が見込まれており、高齢者人口の増加に伴う医療・介護・年金等の社会保障費の増加が懸念されることから、介護保険制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

また、団塊世代のすべての人が後期高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、介護の需要がさらに増加し、多様化することが想定される一方で、地域の高齢者を支える介護の担い手が不足することも想定されるため、人材の確保や介護現場における生産性の向上につながる取組の検討も重要です。

本市では、介護保険制度の持続可能性を維持しながらも、高齢者が可能な限り自立し、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が切れ目なく一体的に行われる「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。今後も引き続き「地域包括ケアシステム」をさらに推進し、高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに向けて、「幸手市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」を策定します。



2 計画の性格

(1) 法令等の根拠

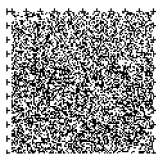
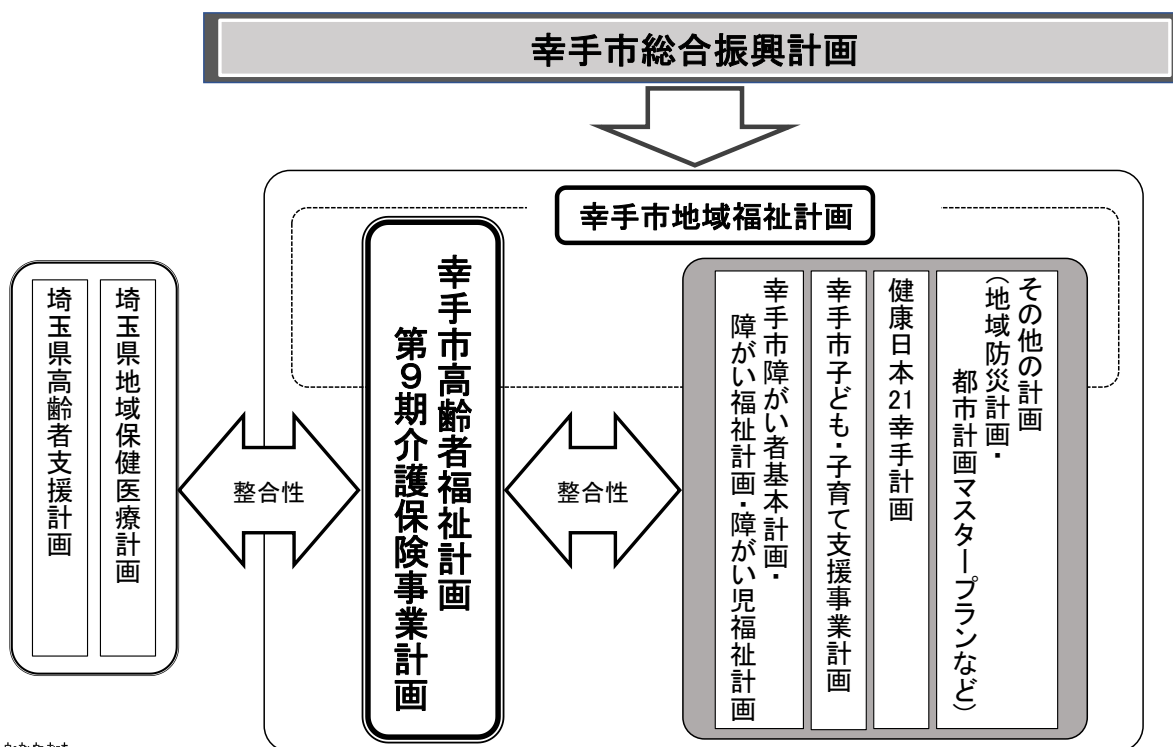
高齢者福祉計画（老人福祉計画）は「老人福祉法」第20条の8第1項に基づき、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設に関する事業の供給体制の確保に関する計画として策定するものです。

また、介護保険事業計画は、「介護保険法」第117条第1項の規定に基づき、国で定める基本指針（「介護保険法」第116条）に沿って、本市が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施のために3年間で1期として策定するものです。

老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項に基づき、両計画を一体的なものとして策定します。

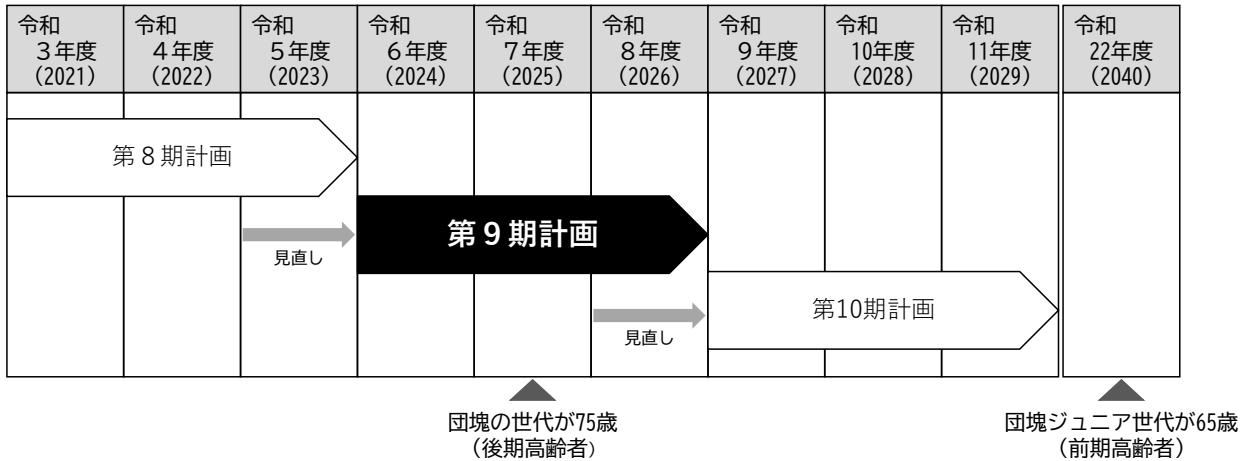
(2) 計画の位置づけ

本計画は介護保険法における国の基本指針に即して介護保険事業計画を定めるほか、埼玉県高齢者支援計画や埼玉県地域保健医療計画との連携、整合性を図ります。また、本市の総合的な高齢者施策及び介護保険事業を定める計画として位置づけられることから、第6次幸手市総合振興計画、幸手市地域福祉計画及び各行政部門の計画とも調和を取りながら策定します。



3 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年を計画期間として、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて策定し、計画最終年度の令和8（2026）年度に計画の見直しを行います。

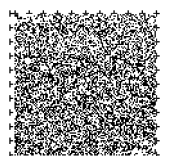


4 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））は、2015年の国連サミットで採択された、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

本計画においても、SDGsのゴールの達成に向け、本市の高齢者福祉を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 計画の策定体制

(1) 介護保険運営協議会

計画の策定にあたっては、介護保険運営協議会に諮り、答申を受けました。

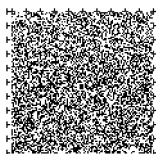
介護保険運営協議会は、介護保険事業にかかる重要事項に関すること、介護保険事業計画の策定に関することなどを審議することを目的に介護保険条例の規定により設置された協議会です。

(2) アンケート調査の実施

計画を策定するにあたり、市民の意識や意向などを把握するため、65歳以上の一般高齢者・要支援者、要介護認定者、40～64歳までの一般・要支援者及び施設入所者を対象とした、アンケート調査を実施しました。また、第8期計画期間中のサービス供給量や新サービスへの参入意向、今後の事業展開の見通しなどを把握するために、サービス提供事業者を対象としたアンケート調査、介護保険サービスを受給される方の状況、専門的見地からみた介護保険サービスの状況を把握するために、介護支援専門員を対象としたアンケート調査を、それぞれ実施しました。

■調査の種類及び調査対象者

調査名	調査対象
①65歳以上一般高齢者・要支援者調査	要支援者を含む65歳以上の中から無作為で抽出
②要介護認定者調査	40歳以上の市民で、令和4年11月1日現在、要介護に認定されており、かつ施設に入所されていない方
③施設入所者調査	幸手市の介護保険被保険者で、令和4年11月現在、介護保険施設等に入所している方
④介護サービス事業者調査	幸手市及び幸手市の近隣で事業を展開している介護サービス提供事業者
⑤介護支援専門員調査	幸手市の介護保険事業に携わっている介護支援専門員（ケアマネジャー）
⑥40歳から64歳一般・要支援者調査	令和4年11月1日現在、40歳から64歳の市民の中から無作為で抽出



■ アンケート調査の方法

調査方法：郵送によるアンケート調査

調査期間：令和4年12月9日（金）～ 令和5年1月6日（金）

■ 回収状況

	配布数	有効回収数	有効回収率
①65歳以上一般高齢者・要支援者調査	2,000件	1,383件	69.2%
②要介護認定者調査	1,228件	658件	53.6%
③施設入所者調査	553件	259件	46.8%
④介護サービス事業者調査	94件	58件	61.7%
⑤介護支援専門員調査	46件	39件	84.8%
⑥40歳から64歳一般・要支援者調査	1,000件	442件	44.2%
計	4,921件	2,839件	57.7%

(3) パブリック・コメントの実施

本計画の内容に関して、策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進することを目的としてパブリック・コメントを実施しました。

募集期間	令和5年12月1日（金）～ 令和6年1月4日（木）
募集方法	窓口を持参、郵送、FAX又は電子メール
公表場所	市役所（総合案内）、ウェルス幸手（情報コーナー）、介護福祉課、各公民館、市ホームページ
周知方法	広報さつて12月号、市ホームページ
回収結果	4件／1人

